

### 第3章 許可申請手続きの概要

#### 3-1 許可権者

【法第12条、第30条に基づく許可権者】

- ・長崎市及び佐世保市を除く県毎内域（19市町）：長崎県知事
- ・長崎市内全域：長崎市長
- ・佐世保市内：佐世保市長

#### 3-2 申請窓口及び書類提出先

本手引きに掲載する各種許可申請、届出等の提出先は下表のとおりです。

【許可申請、中間検査申請、完了検査申請、届出、定期報告】

土地が所在する市町	申請窓口・書類提出先
島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見待町、小値賀町、佐々町、新上五島町（長崎市、佐世保市を除く19市町）	長崎県 土木部 盛土対策室 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 県庁舎6階 電話番号 095-894-3133

申請窓口、許可担当部署は今後変更となる場合があります。

中核市（長崎市、佐世保市）については、各市へお問合わせください。

長崎市の区域：長崎市 建築指導課 095-829-1176

佐世保市の区域：佐世保市 建築指導課 0956-24-1111（2848）

#### 【諫早市内の開発許可に係る工事について】

都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発許可を受けた宅地造成等に係る工事（盛土規制法の許可手続きが必要な工事規模に限る。）については、盛土規制法のみなし許可扱い（1）となります。

県の特例条例（2）により諫早市内の開発許可の権限を受けている諫早市については、同条例により、盛土規制法の以下の手続きも諫早市（開発支援課）が権限を受けることとなっています。

諫早市内の開発許可によるみなし許可扱いの工事における盛土規制法の手続き	申請窓口・書類提出先
中間検査申請 定期報告 その他、みなし許可に係る関連事務	諫早市建設部開発支援課 （開発許可所管部局） 〒854-8601 諫早市東小路7-1 電話番号 0957-22-1500（代）

1：みなし許可扱い：「第11章都市計画法の開発許可に係る工事の取り扱い（許可の特例）」を参照下さい。

2：特例条例：長崎県の事務処理の特例に関する条例

### 3 - 3 本申請前について

#### 事前相談

必要により、事前相談が可能です。

参照先：「5-1 事前相談」

#### 周辺住民への事前周知

工事主は、工事を行う土地の周辺住民に対し、工事内容を事前に周知する必要があります。

参照先：「5-2 周辺住民への事前周知」

#### 土地所有者等の同意

許可基準として、工事の土地の区域内の全ての土地についての、所有権等の全ての同意が必要です。

参照先：「5-3 土地の所有者等の同意」

#### 許可申請書の作成

許可申請書については、上記 の他、必要となる書類等を作成をお願いします。

参照先：「5-4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成」

参照先：「5-5 許可申請に必要な書類等」

### 3 - 4 本申請について

#### 許可申請等手数料

許可申請にあたっては、申請手数料が必要です。盛土又は切土をする土地の面積に応じた手数料を条例で定めています。

参照先：「5-6 許可申請等手数料」

### 3 - 5 許可後の工事施行について

#### 標識の掲出

工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、所定の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

参照先：「6-2 標識の掲出」

#### 着手届の提出

工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。（県細則）

参照先：「6-3 着手届出の提出」

参照先：「6-7 提出部数」

#### 定期報告書

許可を受けた者は、当該工事が完了するまでの間、工事の着手後 3ヵ月ごとに、その工事の実施状況等について、長崎県知事あてに定期報告を行う必要があります。

参照先：「7-3 定期報告」

参照先：「7-5 提出部数」

#### 工事の変更許可申請

許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとするときは、長崎県知事の変更許可が必要となります。なお、変更許可申請にあたっては、所定の手数料の納付が必要となります。

参照先：「6-4 工事の変更許可申請」

参照先：「5-6 許可申請等手数料」

参照先：「6-7 提出部数」

#### 軽微な変更に関する届出

許可を受けた者は、当該許可に係る工事で、軽微な変更をしようとするときは、すみや

かに長崎県知事へ届け出る必要があります。

参照先：「6-5 軽微な変更に関する届出」

参照先：「6-7 提出部数」

#### **中間検査**

許可を受けた者は、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事（特定工程）を行った段階で中間検査申請を行い、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

参照先：「7-2-1 中間検査」

参照先：「7-5 提出部数」

#### **完了検査・確認申請**

許可を受けた者は、許可に係る工事の完了後、完了検査申請（土石の堆積の場合は確認申請）を行い、許可権者による完了検査（土石の堆積の場合は確認）を受ける必要があります。

参照先：「7-4 完了（確認）申請」

参照先：「7-5 提出部数」